

小 城 市 環 境 基 本 計 画

人と自然が共生する快適なまち・小城



小 城 市

表紙の写真：有明海のムツゴロウとシオマネキ

はじめに

今日の環境問題は、地球温暖化という世界規模での問題から生活排水などによる河川・水路及び海域の水質汚濁、交通機関等からの騒音、ごみの増大・不法投棄、開発による自然環境の破壊など広範囲に及んでいます。

小城市は、天山から有明海まで豊かですばらしい自然を有しています。

この小城市の価値ある自然環境を守り育て、未来に引き継ぐために環境施策の指針となる「小城市環境基本計画」を作成し、目指す環境像を《人と自然が共生する快適なまち・小城》といたします。

現在及び将来の市民が快適な環境のなかで暮らしていけるように、市民、事業者、市が一体となって積極的に環境問題に取り組んで参りたいと思います。

また、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました環境審議会委員の皆様はもとより、ワークショップの参加者を始めとして多くの市民の皆様方のご協力を頂きましたことに、心からお礼を申し上げます。

今後とも、計画の実現に向けて皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成 20 年 3 月
小城市長 江里口 秀次



目 次

はじめに

第1部 環境基本計画の基本的事項	1
第1章 計画策定の基本的考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の目的	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の対象範囲と対象地域	3
6 計画の構成	4
第2章 計画策定の背景	5
1 国、県、市の環境問題への取組動向	5
2 小城市の概況	7
3 市民、事業者等の意識と行動	12
第2部 目指す環境像	15
第1章 目指す環境像	16
第2章 基本目標	16
1 すぐれた自然環境と多様性豊かな生態系の保全	17
2 清くさわやかな生活環境の確保	17
3 家庭から始める地球環境保全行動の推進	17
4 歴史・文化と共生する快適な住環境の創造	17
5 環境を守り活かす地域づくりの推進	17
第3章 施策展開にあたっての留意事項	18
1 行政の率先垂範による環境保全施策の展開	18
2 市環境行政の組織的・技術的レベルの向上	19
3 福祉政策、男女共同参画政策との連携	19
第3部 施策の展開	21
第1章 基本的施策	22
1 すぐれた自然環境と多様性豊かな生態系の保全	25
(1) すぐれた自然環境の保全、活用	25
(2) 多様性豊かな生態系の保全、再生	30
2 清くさわやかな生活環境の確保	37

(1) 生活環境の保全	37
(2) 4 R 及び適正なごみ処理対策の推進	44
3 家庭から始める地球環境保全行動の推進	50
(1) 省資源・省エネルギー行動の推進	50
(2) 様々な地球環境保全対策の推進	53
4 歴史・文化と共生する快適な住環境の創造	55
(1) 美しく潤いのある環境の確保	55
(2) 歴史的・文化的環境の保全、活用	61
5 環境を守り活かす地域づくりの推進	65
(1) 環境教育・環境学習の推進	65
(2) 協働の仕組みづくり	71
第2章 重点施策	76
1 水環境の保全と水辺とのふれあいの推進	76
(1) 水環境の現状と課題	76
(2) 基本的方向	79
(3) スケジュール	80
2 地域コミュニティの強化によるごみ分別収集の徹底	81
(1) ごみ分別収集の現状と課題	81
(2) 地域コミュニティとごみ分別収集との係り	83
(3) 基本的方向	84
(4) スケジュール	85
3 マイバック運動の推進	86
(1) 必要性	86
(2) 基本的方向	87
(3) 進捗指標と数値目標	88
(4) スケジュール	88
4 環境学習の拠点整備、市民グループの形成・ネットワーク化	89
(1) 必要性	89
(2) 基本的方向	89
(3) スケジュール	91
第4部 市民・市民団体、事業者、行政の行動方針	93
第1章 日常生活、日常業務における環境配慮	94
1 市民・市民団体	94
(1) 基本的な環境配慮事項	94
(2) 食育としての環境配慮	97

2	事業者	98
(1)	基本的な環境配慮事項	98
(2)	環境マネジメントシステム(ISO14001、EA21)	99
3	行政	100
(1)	基本的な環境配慮事項	100
(2)	地球温暖化対策実行計画	100
第2章 開発事業に係る環境配慮		102
1	環境アセスメント	102
(1)	事業実施段階の環境アセスメント	102
(2)	戦略的環境アセスメント	103
2	環境配慮指針	103
(1)	必要性、目的	103
(2)	制度化の基本的考え方	103
第5部 計画の総合的推進		105
1	計画の推進体制	106
(1)	庁内の計画推進体制	106
(2)	各主体の役割	107
2	計画の進行管理	107
(1)	計画の目標と進行管理	107
(2)	環境マネジメントシステムと行政評価による管理	107
(3)	年次報告書の公表	108
資料編		資 - 1
1	計画策定の経緯	資 - 2
2	小城市環境審議会名簿	資 - 3
3	小城市環境基本計画策定委員会、幹事会名簿	資 - 4
4	「小城市の環境を考え、 環境づくりを提言するワークショップ」名簿	資 - 6
5	小城市環境基本計画の策定について(答申)	資 - 7
6	パブリックコメントの概要	資 - 8
7	基礎調査の概要	資 - 11
(1)	アンケート調査	資 - 11
(2)	市民ワークショップ	資 - 15
8	用語の解説	資 - 16

第1部

環境基本計画の基本的事項



清水の滝

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

今、地球温暖化問題は深刻さを増し、世界最大の環境問題となっています。これに正面から取り組み、地球の環境を守ることが人類に求められています。

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動、都市化の進展及びライフスタイルの多様化が背景となり、生活排水による河川・海域の水質汚濁、交通機関等からの騒音及び不法投棄による土壌汚染などの都市生活型の問題、さらには温室効果ガスによる地球温暖化、オゾン層の破壊及び酸性雨といった地球規模の問題や化学物質の問題まで、広範囲に及んでいます。

これらの環境問題を解決するためには、地球全体を視野に入れ、中・長期的な視点から、市民、事業者、行政が一体となって、環境に配慮した取組を推進することが求められています。

国は平成5年11月に環境基本法を制定、平成6年12月には環境基本計画を策定し、平成18年4月には第三次環境基本計画を策定しました。また環境基本法第36条では、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及び地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施することが規定されています。

このような中、平成17年3月1日に誕生した本市は、環境に関する全市的計画として小城市環境基本計画を策定し、環境施策の指針とするものです。

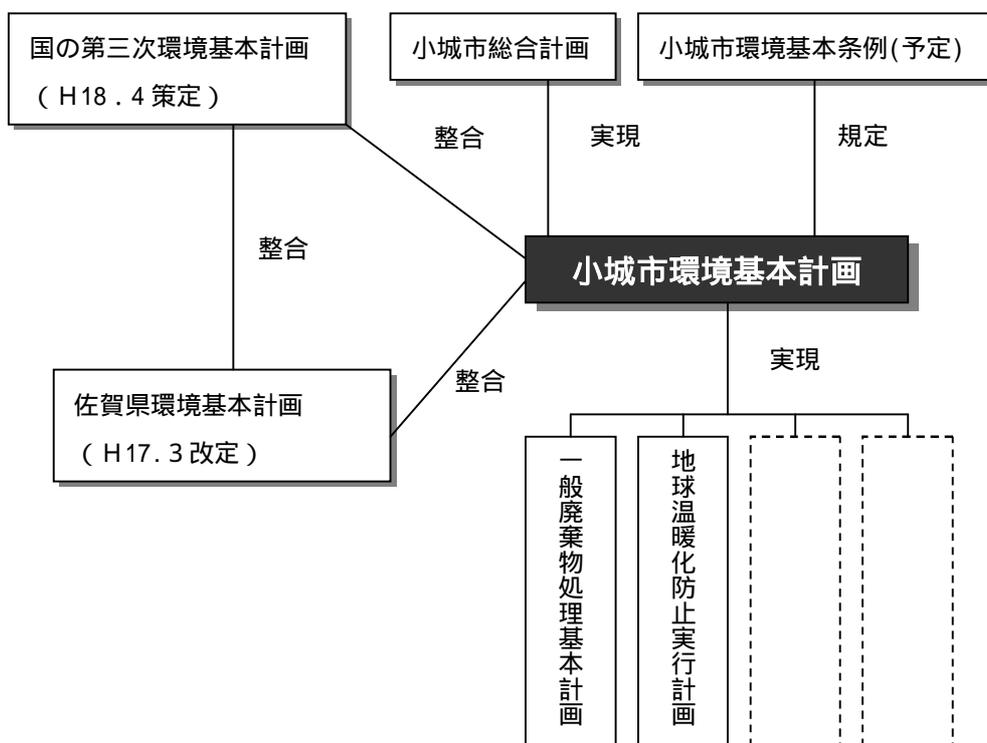
2 計画策定の目的

小城市の地域特性を踏まえ、自然と共生する快適なまちづくりを進めるために、小城市の目指す環境像を明らかにするとともに、小城市の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「小城市環境基本計画」を策定するものです。

3 計画の位置づけ

小城市環境基本計画は、環境の保全に関する施策を中・長期的な観点から総合的、体系的に推進していくための計画であり、小城市総合計画の環境部門の具体的計画として位置づけられます。

小城市環境基本計画の位置づけ



4 計画の期間

平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 10 年間とします。ただし、中間年度に施策に関する一部見直しを行うほか、小城市総合計画の見直しや国内外の環境問題、環境政策の動向を踏まえ、必要に応じて見直します。

5 計画の対象範囲と対象地域

計画の対象範囲は、大きく自然環境、生活環境、地球環境、快適環境及び環境保全体制の領域とします。

対象とする環境

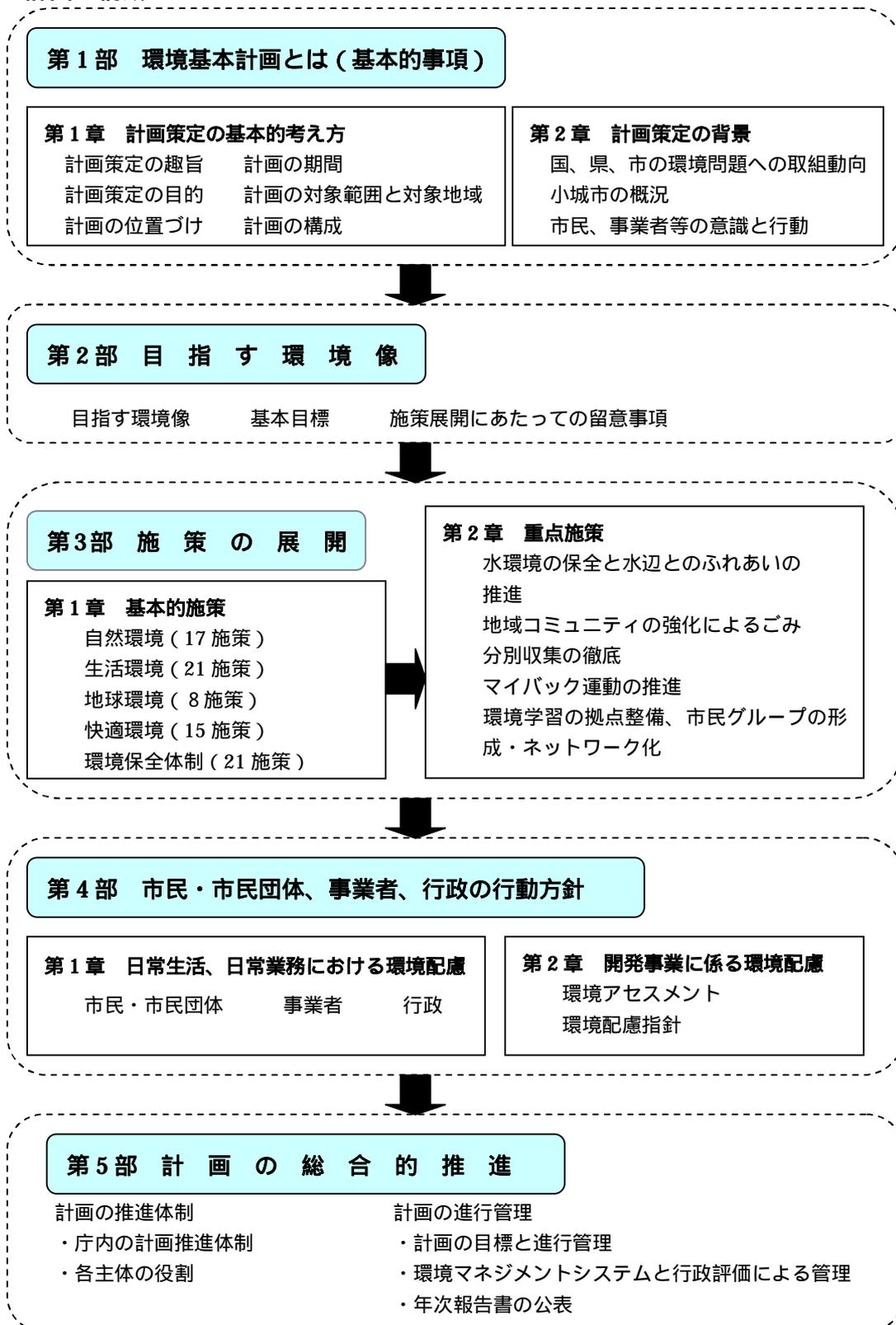
自然環境・・・動物、植生・植物、自然景観等
 生活環境・・・大気、悪臭、騒音、振動、水質、ごみ、化学物質等
 快適環境・・・景観、文化財、公園・緑地等
 地球環境・・・地球温暖化、オゾン層の破壊等
 環境保全体制・・・環境関連条例・要綱、行政組織、環境教育・環境学習、市民団体等

計画の対象地域は小城市全域としますが、河川、海域等市域を越えた問題については、広域的に対応します。

6 計画の構成

計画は、以下に示すように5つの部から構成されています。

計画の構成



第2章 計画策定の背景

1 国、県、市の環境問題への取組動向

(1) 国内外の環境問題と環境政策

地球温暖化問題やエネルギー・資源の枯渇問題など、わたしたちをとりまく環境の変化は今や人類の生存基盤をも揺るがす地球規模の問題として顕在化しつつ迫ってきています。国際的には1992年(平成4年)5月に気候変動枠組条約を採択、2005年(平成17年)2月に京都議定書が発効し、最近ではポスト京都議定書の議論が始まるなど、地球温暖化問題に対応するための動きが活発になってきています。

我が国においても2006年(平成18年)4月に悪化の様相を示す地球温暖化問題を含む緒々の環境状況の変化を見据えた第三次環境基本計画が閣議決定され、目指すべき持続可能な社会の実現に向けた計画の全貌が示されました。その中では環境保全と経済、社会の統合的な向上が政策の展開の方向の1つとして示されており、伝統的な地域コミュニティの再生、活性化こそが持続可能な社会の実現の糸口となりえること、また、そうなることが期待されています。

また、2006年(平成18年)6月には増大する家庭ごみの発生を抑制し、リサイクルするために、容器包装リサイクル法が改正されました。社会的な枠組み規制からマイバック運動など個人の取組の推進へ、個人の価値観や生活スタイルについて各自が見直す必要のある時期にきているといえます。

(2) 佐賀県の環境政策

佐賀県の小城市環境問題への係わりは、日本の高度経済成長期(昭和30年代~40年代にかけて)に始まります。昭和32年に開始された有明海沿岸の地盤沈下の観測をかわきりに、公共用水域の水質の悪化といった公害問題に対応するため、昭和45年には佐賀県公害防止条例(現佐賀県環境の保全と創造に関する条例)の制定が行われています。

その後も複雑・多様化する環境問題に対応するため、様々な取組を行っており、最近では「新・生物多様性国家戦略(2002年策定)」の策定を受けて、平成16年には全国に先がけた「佐賀県の生態系に影響の可能性がある移入種(外来種リスト)」106件を作成するなど、全国的にも注目されています。このように県では「環境先進県づくり」のテーマを掲げ、多方面からの取組を推進しています。

平成16年度に見直された「佐賀県環境基本計画」では従来の施策のほかにも重点的に推進していくべき8つの施策が新たに盛り込まれており、環境教育にも

比重を置いた点が特徴的です。

(3) 小城市の環境問題と取組

小城市における環境問題は地盤沈下と公共用水域の水質汚濁といった公害問題に端を発します。特に水質汚濁については、河川水が停滞しやすいという地形上の特徴や主な汚濁負荷源が生活排水によるものであったことから、水質改善効果がなかなか上がりませんでした。近年の下水道等の導入により、ようやく改善効果が見えてきた状況です。

また、近年は地域レベルから地方、国、地球レベルへと考えるべき環境問題の幅が広がってきた一方、その対策としては、地域や個人単位での取組が重要視される傾向がみられます。小城市総合計画では、目指す将来像の実現のための環境面からの政策に「自然と共生する快適で安全・安心なまち」を掲げ“自然環境・景観の保全と創造”、“快適・安全な居住環境づくり”循環型社会の形成などをキーワードに施策を展開することとしています。

循環型社会の形成：わたしたちが行なっている経済活動にともなって、使用される資源やエネルギーの消費を抑制し、資源物に対しては適正に循環的な活用が行われている社会を作ることを目指します。

2 小城市の概況

(1) 自然条件

本市は佐賀県のほぼ中央部に位置し、北は天山（標高 1,046m）、彦岳（標高 845m）などの山々から南は有明海の干潟まで、南北の高低差の著しい地形変化に富んだ地域です。

市内には北の山地を源として有明海に流れ下る晴気川、牛津川、牛津江川、祇園川などの南北方向を流路とする河川が数多く存在し、市域の豊かな自然環境を育んできました。上流側ではホタルの乱舞する渓流的な環境が、中流域では河川の沖積作用により形成された広大な平野が広がり、最下流の有明海付近の低平地では河川とクリークが網の目のように結びつき、極めて平坦な独特の景観を形成しています。

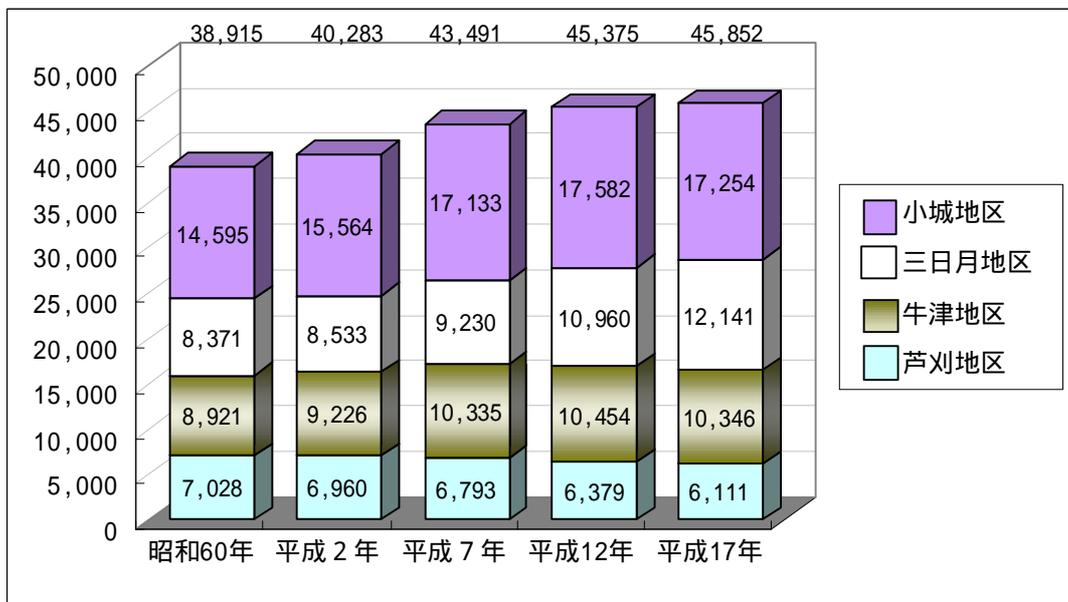
そのため、動植物や景観など、自然レクリエーション資源に恵まれた地域となっています。

(2) 社会条件

本市は、風情ある町並みを残す小京都・花と水とホテルの里として親しまれている小城、長崎街道沿いの水陸交通の要衝・石工の里として知られる牛津、有明海の豊かな海に育まれた芦刈、条里制に基づいて整備された水田や集落の美しい景観が今なお残る三日月の4つの町が合併し、平成17年3月に新市としてのスタートをきりました。

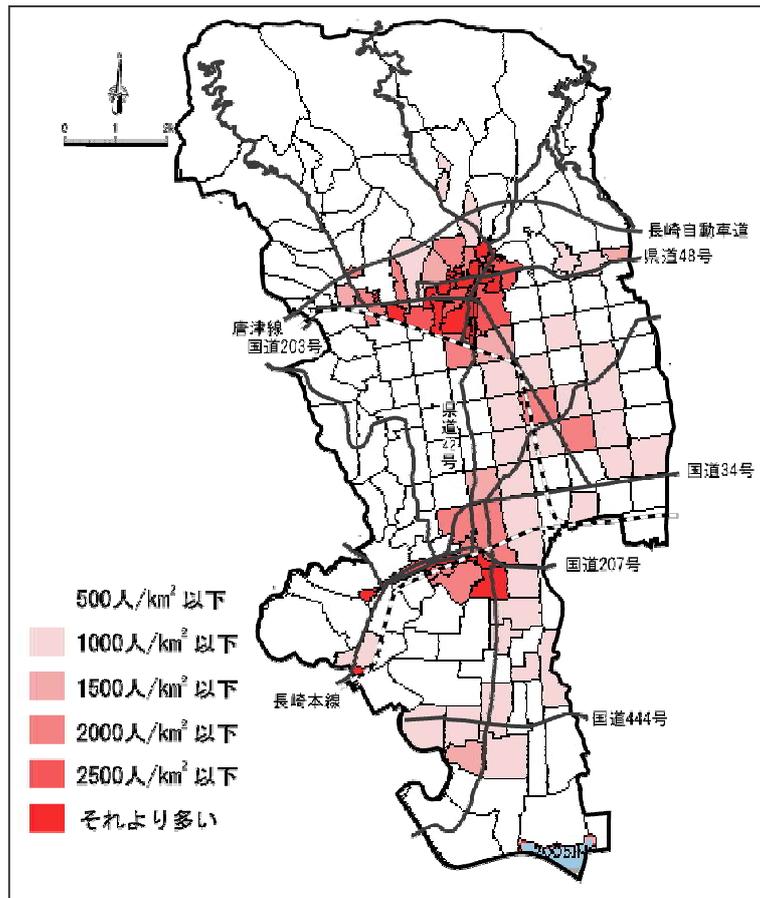
本市の総人口は、平成17年の国勢調査では45,852人で、昭和60年からの20年間では一貫して増え続ける傾向にあります。近年増加率は大幅に減少し、平成12年から平成17年の5年間では、小城、牛津、芦刈地区ではいずれも減少に転じていますが、三日月地区では依然増加傾向を示しています。人口の増加は主に国道34号、203号や県道42号、48号沿いなどの道路沿線に集中しており、県都佐賀市までの自動車所要時間約20分、福岡市まで約1時間といった交通上の利便性の良さを反映しているものと思われます。また、一世帯当りの人数は減少傾向にあり、核家族化や世帯の多様化が進行しています。

本市の産業別就業人口の構成比(平成17年国勢調査)は、第1次産業11.1%、第2次産業23.8%、第3次産業65.0%で、第3次産業の占める比率が最も高くなっています。地区別に見てもこの傾向は変わりませんが、芦刈地区では第1次産業の占める割合が25.2%と他地区に比べて高い傾向が見られます。

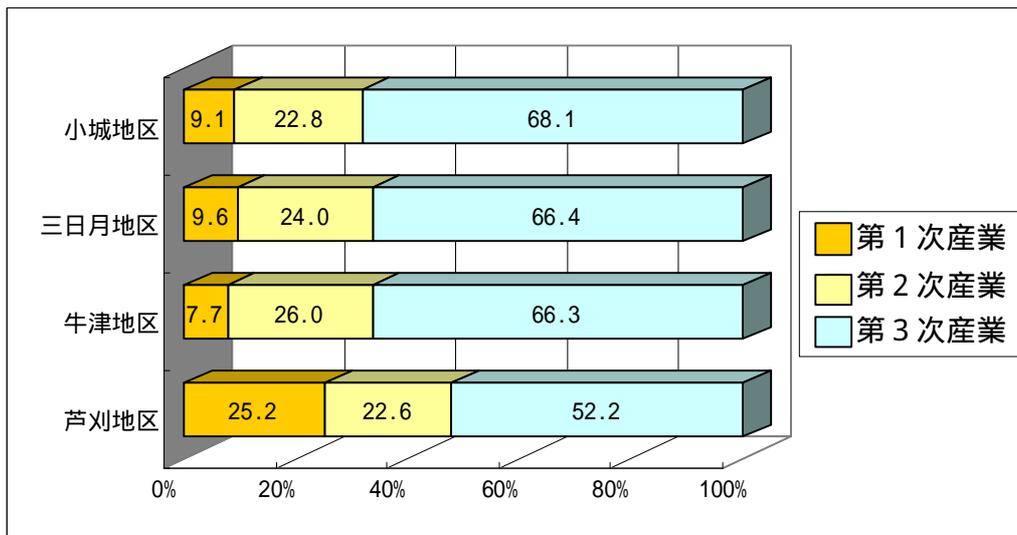


資料：国勢調査

総人口の推移



資料：平成 12 年度国勢調査
 小城市の人口分布状況



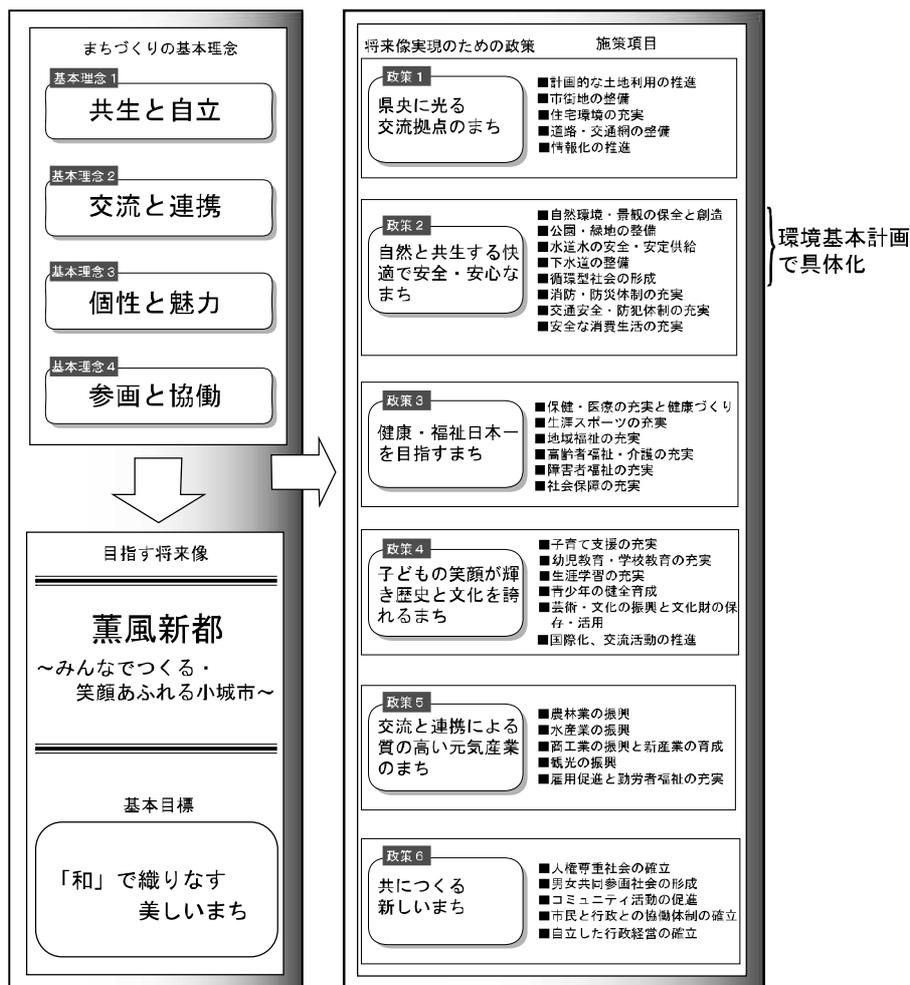
注) 小城市の就業人口総数には、14 人の分類不能を含む。 資料：平成 17 年度国勢調査
 産業別就業人口の割合 (各地区 平成 17 年)

(3) 上位計画、関連計画

小城市では平成 18 年、合併による新市誕生を受けて、地方自治体の最上位計画である小城市総合計画を策定しました。この計画には小城市の基本構想が示されており、“本格的な少子高齢社会への対応”、“財政規模と今後の財政見通しに立脚した「身の丈」の計画づくり”、“市民と共につくる協働社会の実現”を前提に『「和」で織りなす美しいまち』づくりへ向けての政策が提示されました。

また、地域の都市づくりの指針となる都市計画マスタープランの作成を予定しており、各地区の将来のあるべき姿や都市づくりの課題、これに対応した整備、開発、保全の方針が示されることとなります。小城市では特に、優良な自然環境の保全、環境負荷の低減、少子高齢化社会への対応が課題となっており、従来の開発・拡散型の都市構造から保全・集約型の都市構造へ転換した暮らしやすいコンパクトな都市づくりが求められています。

これら上位計画、関連計画と整合、調整を図りつつ、施策を進めることが重要で



小城市総合計画の体系

3 市民、事業者等の意識と行動

(1) 市民の意識と行動

県及び本市機関で受け付けた公害苦情の発生件数をみると、水質汚濁、大気汚染、悪臭について、毎年何らかの苦情が発生しています。

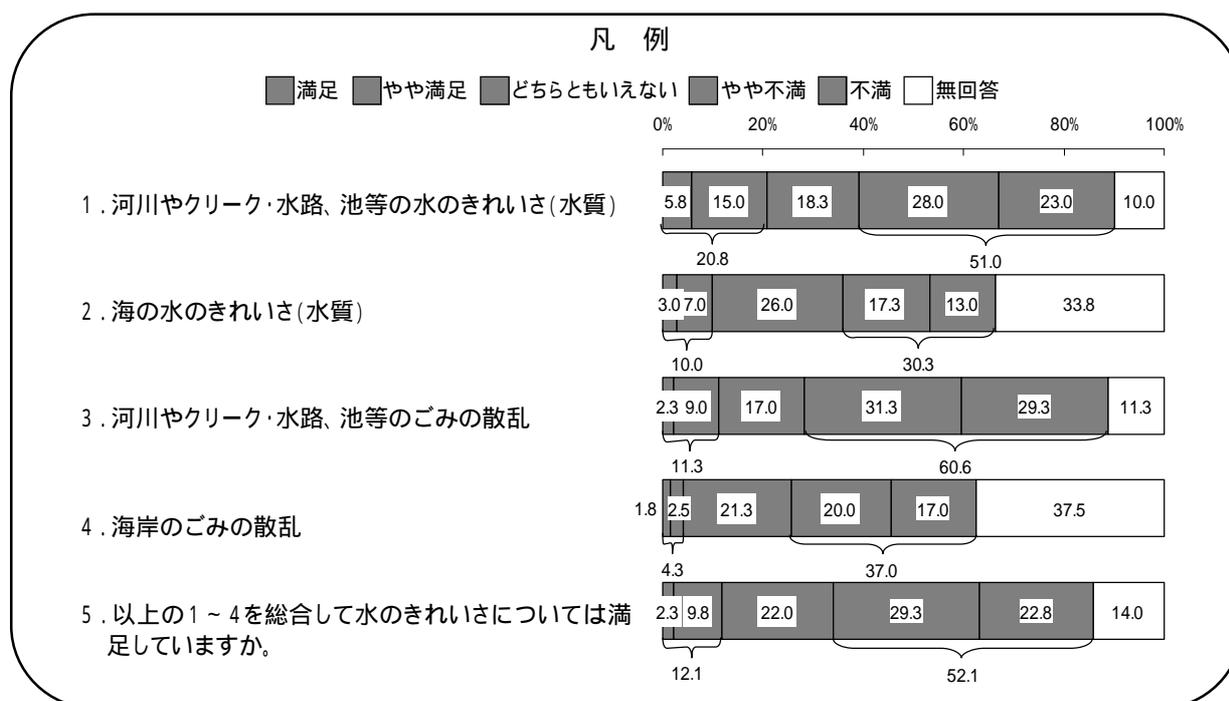
特に水環境についての問題意識は高く、「水辺の美しさ」に対する満足度を問う市民アンケート調査の結果では、明確な不満の傾向がうかがえます。また、大気汚染、悪臭に関連した項目では、道路交通に起因する排ガスや家畜・肥料などの農業に起因する臭いについての満足度が低い状況です。

その他、ごみの投棄、自家焼却、ペットの糞害など、生活習慣やマナーの改善の必要性を訴える意見も出されています。

小城市における公害苦情発生件数の推移

年	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
大気汚染	4	2	8	7	1	5	8	8	16	3
騒音	2	1	0	0	1	1	0	5	1	1
振動	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
悪臭	4	5	3	3	3	2	3	6	7	1
水質汚濁	4	7	2	3	1	6	1	7	7	9
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
その他	4	7	3	4	4	6	4	13	5	0
計	18	22	16	17	10	21	16	39	37	14

資料：「環境保全の現況」（佐賀県）平成8～11年版
「佐賀県環境白書」平成12～17年版



水辺の美しさについての満足度 (平成18年度市民アンケート調査)

(2) 市民団体の活動状況

本市には、リサイクル活動やごみ減量活動の他、まちづくりや自然保護など、環境関係の様々な活動を行っている団体が存在しています。ワークショップでは、これら独自の活動を推進していくための人材の確保(一市民、一団体所属運動)、現在の活動をより有機的な活動に展開させていくための団体同士の情報交換、さらには市民、行政との協力体制の構築の必要性が課題として提起されています。

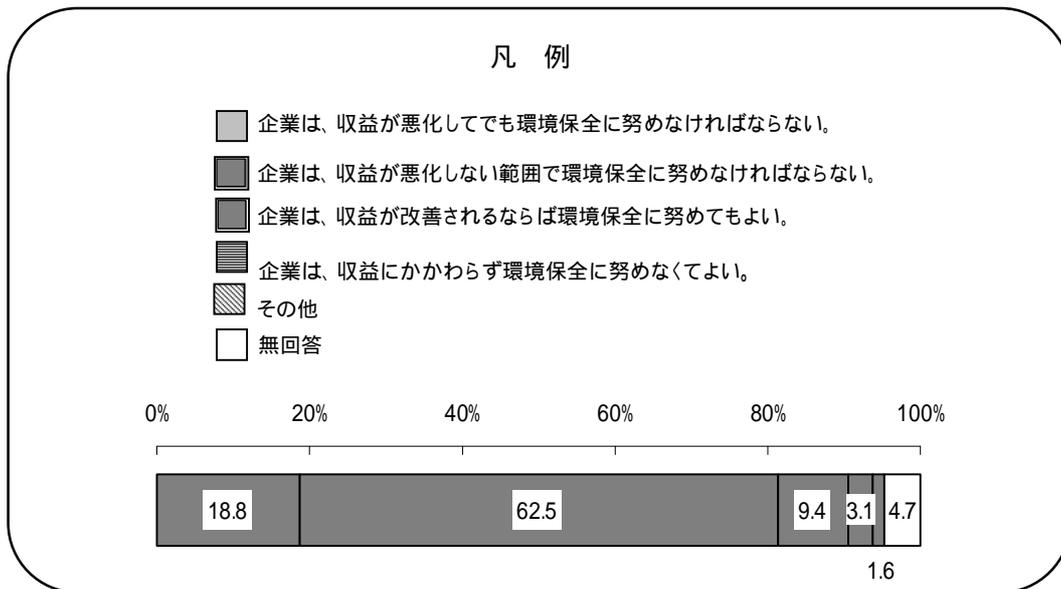
小城市の環境関係の活動を行っている主な市民団体

番号	団体名	活動の概要
1	小城町消費者グループ	リサイクル活動や環境汚染の防止活動など
2	小城町ゴミ減量を進める会	生ごみの堆肥化による減量の推進
3	小城の自然を育てる会	自然環境保全のための啓発活動
4	小城源氏ボタル保存会	自然環境・景観を活かした地域づくり
5	天山サクラ会	桜の植樹による快適な住環境づくり
6	桜岡小緑の少年団	バードウォッチング、公園清掃、巣箱かけ等
7	晴田小緑の少年団	学校園の除草、花苗植など学校の緑化運動
8	岩松小緑の少年団	植物の栽培、自然環境学習、奉仕活動(花いっぱい運動)、施設訪問
9	砥川小緑の少年団	花苗植など学校の緑化運動
10	芦刈小緑の少年団	花苗植など学校の緑化運動

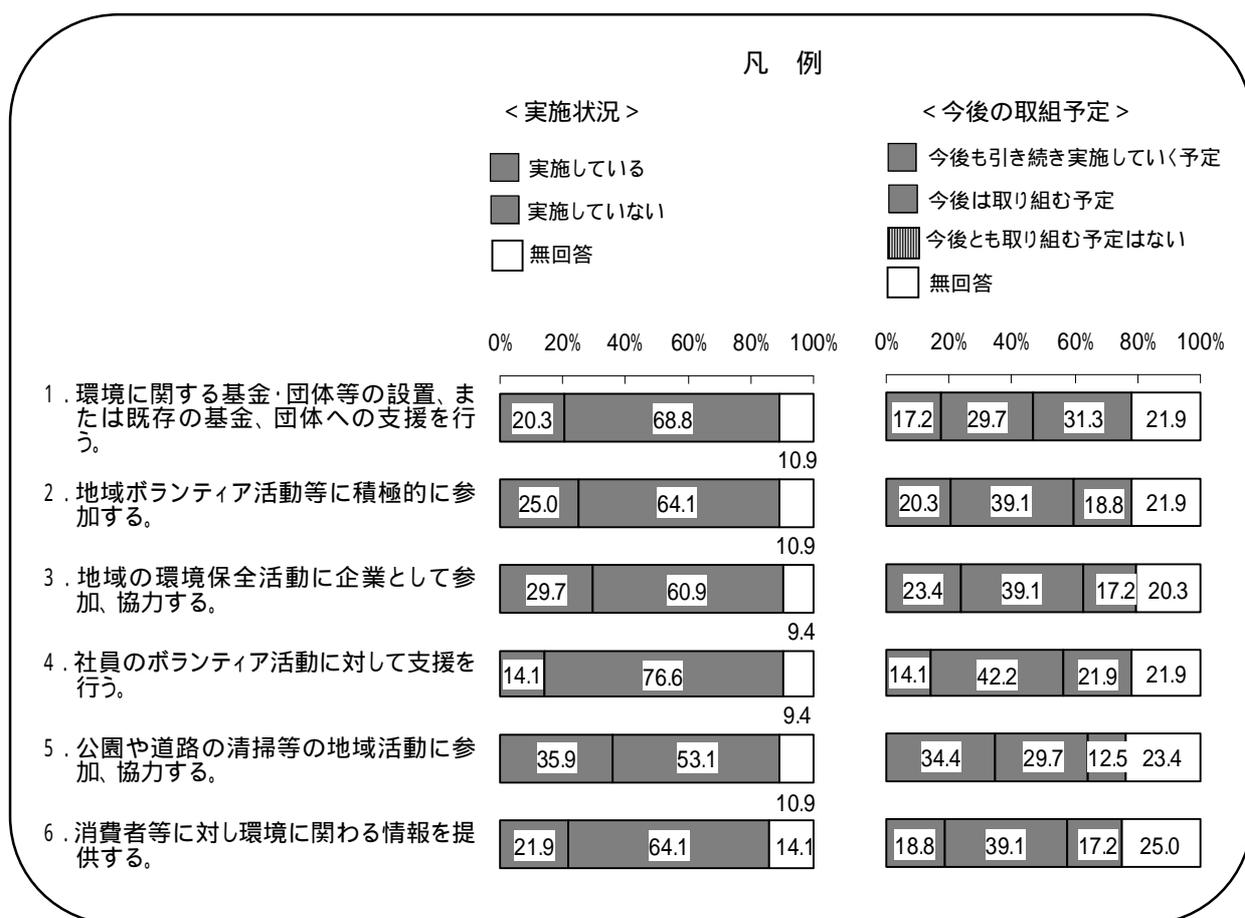
(3) 事業者の意識と行動

事業者の環境保全に関する取組意向は高く、事業者アンケートの結果によると、「収益が悪化しない範囲での環境保全の努力の必要性」を意識している事業者が全体の半数を超えています。さらには、「収益が悪化してでも環境保全に努めるべき」とする積極的な事業者も見られます。

また、地域における環境保全活動については、参加、協力はあまり行われていませんが、今後は取組む予定とする回答が多く、地域との関わりを重視する意向が見られます。



事業所における収益と環境保全の関係（平成 18 年度事業者アンケート調査）



事業所における地域社会の活動等の取組状況（平成 18 年度事業者アンケート調査）

第2部

目指す環境像



天山と晴気川

第1章 目指す環境像

目指す環境像

人と自然が共生する快適なまち・小城

現在、わたしたちが抱える多くの環境問題は、本来自然を形作る構成要素の一部であったはずの人類が、自らの利便性や物質的豊かさを優先させるあまり、資源やエネルギーを大量消費し、自然の生態系バランスを壊す存在になっていることに起因しています。そのため問題の解決には、人（人工圏）と自然（自然圏）の「対立」構造から、本来あるべき「共生」の姿への転換が必要とされます。わたしたちは、この自ら引き起こした問題の解決を図り、将来にわたって恵み豊かな環境を継承していくことが責務と考えます。

それには、物の豊かさや利便性を主とした今までの価値観を見直し、一人ひとりが心の豊かさや、人との連帯感の中に喜びを見いだせるような価値観の見直しも必要です。わたしたちの生活する小城市には天山から有明海まで豊かな自然が息づいています。この身近な自然に目を向け、四季の移ろいを感じるような心の豊かさや、この小城の環境を皆でよりよいものにしていこうとする地域の連帯感を育むことが、持続可能な社会への転換の第一歩と考えます。

また、小城市総合計画における第2番目の政策として「自然と共生する快適で安全・安心なまち」が挙げられています。これらの点を考慮して、目指す環境像を「人と自然が共生する快適なまち・小城」とします。

第2章 基本目標

目指す環境像「人と自然が共生する快適なまち・小城」を実現するために、長期的目標として次の5つの基本目標を設定します。

5つの基本目標

- (1) すぐれた自然環境と多様性豊かな生態系の保全
- (2) 清くさわやかな生活環境の確保
- (3) 家庭から始める地球環境保全行動の推進
- (4) 歴史・文化と共生する快適な住環境の創造
- (5) 環境を守り活かす地域づくりの推進

1 すぐれた自然環境と多様性豊かな生態系の保全

小城市には天山県立自然公園に指定された自然性の高い地域や、有明海、クリーク地帯のように特異な生態系を有する地域、また、江里山の棚田のように、人と自然の関わりの中で成立した里地・里山などさまざまな自然環境が存在しています。

これらの価値ある自然やそこに生息する生きものを適切に、積極的に守り育て、さらには豊かな自然を活用して、地域の活性化につなげることにします。

2 清くさわやかな生活環境の確保

大気、水、土壌などわたしたちが健全で健やかに日々を過ごすためには清くさわやかな生活環境の確保が不可欠です。大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、悪臭など環境監視を行うとともに原因となる負荷をより少なくする取組を行います。

また、生活環境の保全にはごみ問題は避けては通れない課題です。適正なごみ処理やリサイクルを推進するとともに、ごみの減量化・資源化に向けたシステム及びライフスタイルの見直しを推進します。

3 家庭から始める地球環境保全行動の推進

地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全のための行動は、地球規模の広い視野に立ち、一人ひとりができることから行動を起こすことが重要です。省資源・省エネルギー行動の推進による温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出量削減や、二酸化炭素の吸収源である森林の保全、再生など、総合的な取組を推進します。

4 歴史・文化と共生する快適な住環境の創造

小城市にはいたるところに歴史的資源・文化的雰囲気があふれ、古い寺院や独特の街並・広い田園地帯など身近に歴史やみどりを感じられる空間が多く見られます。このような環境を維持し、さらによりよいものにしていくための施策を推進します。また、歴史的資源の保全や地域文化の保存と環境保全の一体的推進を図ります。

5 環境を守り活かす地域づくりの推進

小城市の環境を実際によりよいものにしていくには、行政、市民、事業者の協働が不可欠です。中でも近年の環境問題では、市民一人ひとりの取組が重要となるため、環境を知り、環境にやさしい行動のできる人づくりが急務となっています。また、地域コミュニティの形成、強化を進めることで、環境を守り活かすための実行体制を強化し、地域の環境保全を推進します。

第3章 施策展開にあたっての留意事項

基本目標に向かって各種施策を展開していく際に、特に留意すべきものとして次の3つの事項を設定します。

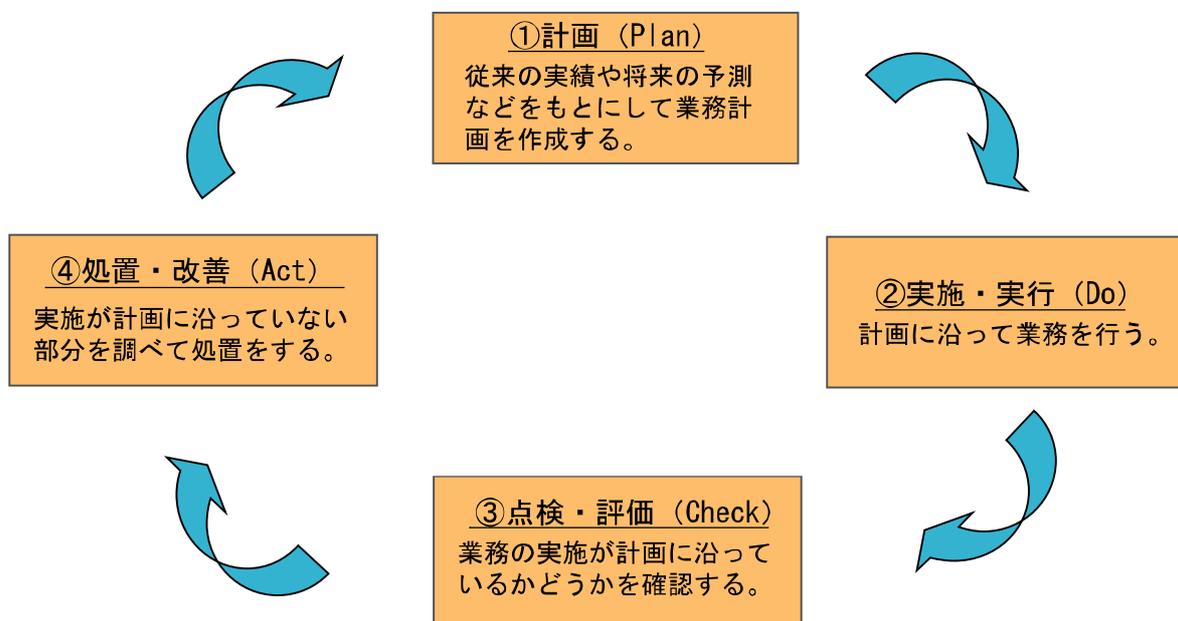
3つの留意事項

- (1) 行政の^{そつせんすいはん}率先垂範による環境保全施策の展開
- (2) 市環境行政の組織的・技術的レベルの向上
- (3) 福祉政策、男女共同参画政策との連携

1 行政の率先垂範による環境保全施策の展開

環境保全行動の推進には、協働の体制づくりがかかせません。その中でも特に行政には施策を進めるためのリーダーシップ、環境保全施策の適切な管理能力が求められています。

そこで「地球温暖化対策」など市内全域に広げていくべき行動を庁内で率先して推進するとともにP D C Aサイクルによる環境保全施策の継続的レベルアップをはかります。



P D C Aサイクルの考え方

P D C Aサイクル：生産管理や品質管理などの管理業務を計画通りスムーズに進めるための管理サイクル・マネジメントサイクルの1つ。継続的な業務改善を進める上での考え方を示します。

2 市環境行政の組織的・技術的レベルの向上

環境基本計画で取り扱う環境項目は範囲が広く、多岐にわたるため、管轄する行政部署も複数に及ぶものが多くみられます。そのため、それぞれの施策を総括し、有効に進めていくためには、環境保全部局と事業部局との連携の強化が必要です。また、環境に関する専門的知識や経験を持つ人材はこれから先、施策を展開していく上で貴重です。庁内外にかかわらず、これらの人材を活かせるしくみ作りも併せて検討します。

3 福祉政策、男女共同参画政策との連携

わたしたちは、わたしたちをとりまく水や緑、地域社会の人間関係といった環境と相互関係を持ち、恩恵を受けながら生活しています。ところが、日常生活の中ではともするとこのような関係を忘れがちになり、自己中心的なものの考え方に陥りやすくなるのが現実です。そのような中、環境にやさしい行動をとることは、とりも直さず自分以外のものを顧みることにはほかなりません。自分自身を活かしてくれる他者との関係を再確認することで、他者にやさしい行動につながるものが考えられます。

また、日常における環境保全行動では女性が中心的な役割を果たしていることが多く、女性はもちろん男性の積極的な参画なくしては計画づくり、行動の推進もままなりません。これらの点を考慮し、福祉政策、男女共同参画政策との連携を図ることを方針とします。

